

これからの製造物責任—EUは新指令に向かう
第1回 EUの40年・日本の30年

一般社団法人 日本消費生活問題研究所主任研究員 土庫澄子

目次

- 1 はじめに
- 2 2024消費者月間記念学習会
- 3 EUの40年
- 4 日本の30年
- 5 模索のとき

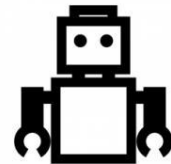
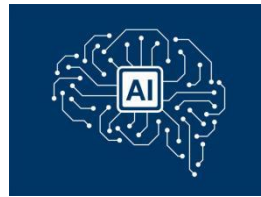
1 はじめに

オンラインショッピングが普及し、デジタル技術が発展して消費生活のなかにAIやロボットが登場し、いまやデジタルという言葉が聞かない日はないくらいです。

中古品の取引もオンライン化が進み、市場が拡大しているようです。

EU（欧州連合）は、デジタル時代とグリーン経済への移行期にふさわしい消費者保護を実現すべく、現在の製造物責任指令を全面的に改正する方向で進んでいます。

日本の製造物責任法（PL法）にとって目が離せないところでしょう。



2 2024年消費者月間記念学習会

5月10日、**JACARIN**では、消費者庁消費者月間を記念し、「デジタル時代に求められる消費者力とは」をテーマに講演会が開催されました。

冒頭、松本恒雄理事長から「デジタル時代への対応をふまえた製品安全について」と題するご挨拶をいただき、ひとつめのテーマ「製品安全とSGマーク」について、製品安全協会理事長高島竜祐氏から、SGマークの役割や身近な製品事故など理解が深まるお話を伺いました。

ふたつめのテーマ「EU製造物責任指令の新しい試み—デジタル時代の消費者保護」は、わたしがお話をさせていただきました。EU製造物責任指令の改正の動向についてデスクリサーチをもとに、デジタル化への対応に焦点をあてました。

何回かに分けて主なポイントを書いてみたいとおもいます。

3 EUの40年

EUでは、サリドマイド事件[*1]を背景として、1985年に製造物責任指令が制定されました。

1999年には、BSE事件[*2]を背景として、指令の対象となる製造物 (product) を拡大し、未加工の農産物・狩猟物をふくめる改正がおこなわれました[*3]。

2018年、欧州委員会は制定後40年近くになる現指令の適用の評価をまとめるとともに、製品にソフトウェアをふくめるなど、デジタル時代にふさわしい改正を提言しました。



欧州委員会の適用評価報告書[*4]には、欧州連合司法裁判所 (CJEU) の判決がいくつか登場します。CJEUは、2000年を過ぎてから、欠陥や損害といった指令の基本概念や責任主体の範囲を拡大する判決を出し、報告書はこれらを判例法 (case law) として言及しています。

基礎法学からみますと、伝統的に成文法を中心とするヨーロッパ大陸の立法過程で、判例法を重んじる指摘が散見されるのは興味深いものです[*5]。

2022年9月、欧州委員会は現指令を全面改正する新指令を提案しました。立法の手続きが進み、現在は新指令の導入が間近といわれます。

消費者、企業、行政、学者などのステークホルダーが検討に関わり、段階を追って文書が公表され、スピーディで精力的な取り組みが進んでいるようです。



4 日本の30年

日本では、戦後の高度経済成長のもと、サリドマイド事件をはじめ、大量生産・大量消費される工業製品による一連の消費者被害の発生を背景に、1994年、製造物責任法が制定されました。1985年にEUで製造物責任指令が制定されたことで立法の機運が高まったといえるでしょう。

製造物責任法の制定は、消費者法という言葉が日本でまだ一般的でない頃に国民的な関心と呼んだ画期的な出来事でした。

2003年、BSE問題をきっかけに食品安全委員会が設立され、食品安全行政が大きく変わりましたが、製造物責任法の改正はありませんでした。



この頃は、動かしがたい「不磨の大典」のように考えられたのかもしれませんが。



2017年には、民法の一部改正にともない、製造物責任法がはじめて改正されました。ですが、この法律の基本的な概念や構造を変えるものではありません。

立法当初は濫訴のおそれがあるともいわれた製造物責任法ですが、施行後 30 年のあいだに判決が蓄積され、法が発展しています。

最高裁判所が製造物責任法を適用はいまのところ 1 件にとどまるものには救済の幅を広げ、社会に影響を判例があらわれていると思います。

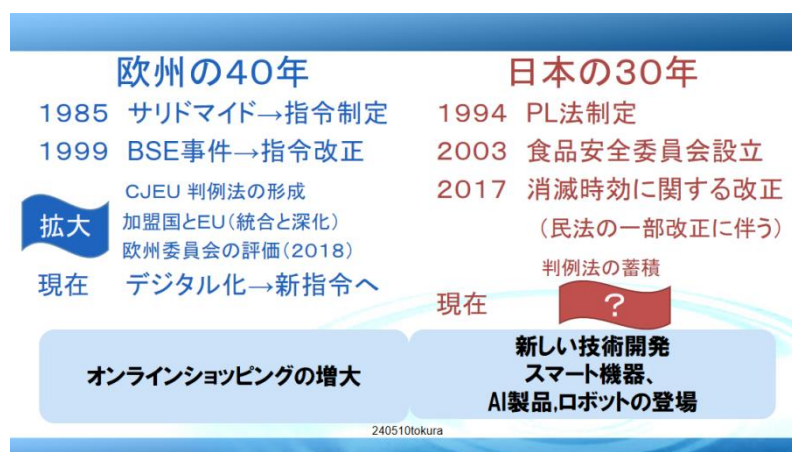


する判決の、下級審与えた裁

5 模索のとき

欧州と同様にデジタル化が高度に発展し、循環経済が伸長する日本で、新しい製造物責任法を構想することは、消費者事故の被害救済を確保し、消費者の安全に資するとともに、企業の国際競争力を高める可能性を秘めているのではないのでしょうか。

EU は、約 40 年の経験と蓄積をもとに、新指令に向かっています。日本の製造物責任法には、制定後 30 年の経験と蓄積があり、立法に先だっては 20 年とも 30 年ともいわれる議論の積み重ねがあります。世界の動向を注視しつつ、日本にも模索のときが訪れているようです。



[*1] サリドマイドは 1950 年代末から 60 年代初めに世界の十数カ国で販売された鎮静・催眠薬で、世界でも日本でも多くの胎児に被害が出ました。サリドマイド事件については、2010 年 9 月 14 日付け厚生労働省「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」資料等を参照。

[*2] BSE (bovine spongiform encephalopathy ; 牛海綿状脳症) は、1986 年に英国で発生が確認され、感染牛が次々にみつかりました。日本では 2001 年にはじめて BSE 感染牛がみつかりました。BSE 事件については、食品安全委員会「食品安全委員会の 20 年を振り返る」資料の 2023 年 11 月 27 日付け「第 6 回 BSE 問題前編～20 年前、食品安全委員会設立のきっかけに」等を参照。

[*3]1985 年の指令は、製造物 (product) から未加工の農産物・狩猟物を除き (2 条)、オプション条項において、加盟国は国内法で製造物に含むことができるとしていました (15 条 1 項 (a))。EU の指令は 1985 年の制定当初から製造物に電気を含み (2 条)、未加工農産物等の扱いとともに、日本の製造物責任法とは違いがあります。

[*4]European Commission, Evaluation of Council Directive 85/374/EEC on the

approximation of laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products, FINAL REPORT, January 2018.

[*5] Ibid., p. 12 欧州委員会は現指令を評価するにあたり、EU レベルと加盟国レベルの情報を収集し、判例法については CJEU と加盟国の裁判例を収集しています。